

旧西藤山台小学校施設の利活用事業者募集要項 新旧対照表（令和3年2月10日現在）

No	修正箇所			修正内容			
	頁			変更前（令和2年12月25公表）	変更後		
1	11	第2 事業の内容	15 リスクに対する責任 分担	(2) 予想されるリスク と責任分担	表中No23 上記23以外の事業者の要因による不備・変更によるもの	表中No23 上記20~22以外の事業者の要因による不備・変更によるもの	
					表中No28 市の要求による設計変更による遅延又は完工しない場合	項目削除 ※項目削除に伴いNo30以降の項目番号を繰上げ （「No30~33」→「No28~31」）	
					表中No29 確認申請による確認済証の交付後、市の要望により設計変更を行った場合の追加工事に要する費用(市の検査による指摘に基づく変更を除きます。)		
					表中No30 上記30以外の要因による工事費の増大に関するもの	表中No30 工事費の増大に関するもの	
2	17	第4 応募に関する資料	2 応募書類の作成	(3) 提出部数等	イ	応募書類提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-ROMを2枚提出すること。なお、当該CD-ROMには、登録受付番号、保存されている書類名称及び様式番号を明記すること	応募書類提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-ROMを2枚提出すること。なお、当該CD-ROMには、登録受付番号を明記すること
3	21	第5 審査に関する事項	3 一次審査及び 二次審査	(2) 二次審査（事業 提案審査）	ウ	説明時間及び出席者 ・説明時間 説明25分、質疑応答15分 ・出席者 説明者及びパワーポイント操作を行う者を含め3名以内とし、説明者の途中交代は可能とします。 ・その他 事業者名や個人名等の判別又は推察ができる服装の着用や発言をしないこと。	説明時間及び出席者 ・説明時間 説明25分、質疑応答15分 ・出席者 説明者及びパワーポイント操作を行う者を含め3名以内とし、説明者の途中交代は可能とします。
4	52	様式8 市に求める要望支援内容（任意）				—	記載する支援要望について、提案事業を行う上で必須か否かの チェックボックスを追加
5	57	事業実施協定書（案） 第9条				(設計の変更) 第9条 事業者は、~後略~	(提案施設の建設等) 第9条 事業者は、~後略~
6	64	事業用定期借地権設定契約書（案） 第5条 第3項				賃借人は、各年度（~中略~）分の貸付料について、賃貸人の定める期日までに賃貸人の定める方法により賃貸人に支払うものとする。なお、振込手数料は賃借人の負担とする。	賃借人は、各月分の貸付料について、賃貸人の発行する納付書により賃貸人の指定する金融機関の口座に全額を振込により支払うものとする。なお、振込手数料は賃借人の負担とする。
7	65	事業用定期借地権設定契約書（案） 第12条 第3項				前2項の規定による本件土地の原状回復に要する費用は、賃借人の負担とし、前項の場合の原状回復に要する費用については、賃貸人は、保証金から充当できるものとする。	前2項の規定による本件土地の原状回復に要する費用は、賃借人の負担とする。ただし、賃借人が規定する原状回復を履行しない場合は、賃貸人は原状回復に要する費用を保証金から充当できるものとする。
8	73	定期借地権設定契約書（案） 第5条 第3項				賃借人は、各年度（~中略~）分の貸付料について、賃貸人の定める期日までに賃貸人の定める方法により賃貸人に支払うものとする。なお、振込手数料は賃借人の負担とする。	賃借人は、各月分の貸付料について、賃貸人の発行する納付書により賃貸人の指定する金融機関の口座に全額を振込により支払うものとする。なお、振込手数料は賃借人の負担とする。
9	74	定期借地権設定契約書（案） 第11条 第3項				前2項の規定による本件土地の原状回復に要する費用は、賃借人の負担とする。	前2項の規定による本件土地の原状回復に要する費用は、賃借人の負担とする。ただし、賃借人が規定する原状回復を履行しない場合は、賃貸人は原状回復に要する費用を保証金から充当できるものとする。